

保健だより

TEL 32・3551
FAX 32・4145

◆ 乳児相談 ◆ ※料金は無料です。

1歳未満のお子さんの身体測定、育児相談を行います。母子健康手帳をご持参ください。

| 日 程 | 場 所 | 受付時間 |
|----------|---------|---|
| 2月5日(火) | 市保健センター | 午後1時30分～2時 <small>※離乳食講習会(7～9か月児)を同時に行います。</small> |
| 2月19日(火) | 坂野公民館 | 午後1時30分～2時 |
| 2月22日(金) | 市保健センター | 午前9時30分～10時 |
| 3月5日(火) | 市保健センター | 午後1時30分～2時 |

◆ 子育てポンプくぐり ◆ ※料金は無料です。

1歳就学前のお子さんとその保護者(小松島市に住民票のある幼児)の自由遊びとお友だちづくりを行います。

| 日 程 | 場 所 | 内 容 | 受付時間 |
|----------|---------|---------|-------------|
| 2月5日(火) | 市保健センター | まめまき | 午後1時30分～2時 |
| 2月19日(火) | 坂野公民館 | バルーンあそび | 午後1時30分～2時 |
| 2月20日(水) | 市保健センター | おひなさま | 午前9時30分～10時 |
| 3月5日(火) | 市保健センター | ひなまつり | 午後1時30分～2時 |

◆ 乳幼児健診 ◆ ※料金は無料です。

| 健診の種類 | 該 当 児 | 日 程 | 受付時間 |
|-----------|--------------------|----------|----------------------|
| 3～4か月児健診 | 平成24年9月10日～11月10日生 | 2月20日(水) | 各健診共通 |
| 9～10か月児健診 | 平成24年4月18日～5月21日生 | 2月21日(木) | 午後1時20分～1時40分 |
| 1歳6か月児健診 | 平成23年8月生 | 2月26日(火) | ※該当されるお子様には個人通知をします。 |
| 3歳5か月児健診 | 平成21年9月生 | 2月27日(水) | |

【場所】市保健センター ※母子健康手帳をご持参ください。

◆ マタニティくぐり ◆ ※料金は無料です。

パパの参加もお待ちしております。

参加ご希望の方は、2月28日(木)までに市保健センター(☎32・3551)へお申し込みください。

| 日 程 | 場 所 | 時 間 |
|---------|---------|------------|
| 3月5日(火) | 市保健センター | 午後1時30分～3時 |

【内 容】楽しい子育て体験(赤ちゃん抱っこ体験、栄養の話、おやつを試食など)

【講 師】市保健師・市管理栄養士
【対象者】小松島市在住の妊婦さん
※母子健康手帳をご持参ください。



◆ 健康相談 ◆

小松島市民の方であれば、
どなたでも無料で参加できます!

食事や運動について知りたい方、育児に関する相談のある方におすすです。

【内 容】血圧測定、尿検査、保健師・管理栄養士による個別相談

| 日 程 | 場 所 | 時 間 |
|----------|---------|--------------|
| 2月8日(金) | 建 島 会 館 | 午前10時～11時30分 |
| 2月18日(月) | 坂野公民館 | 午前10時～11時30分 |
| 2月25日(月) | 市保健センター | 午後1時30分～3時 |

※健康手帳や母子健康手帳をお持ちの方はご持参ください。

◆ 健康講座 ◆ ※受講料無料、申込不要。

「寝たきりに、ならねばよ
「過度の安静」の弊害について学びます」

【講師】徳島赤十字病院リハビリテーション科 東根孝次先生



| 日 程 | 場 所 | 受付時間 | 終 了 |
|----------|---------|------------|---------|
| 2月12日(火) | 市保健センター | 午後1時30分～2時 | 午後3時30分 |

【母子健康手帳の交付は、市保健センターで行っています】
小松島町新港9-10 (☎32・3551) まで。

【休日、夜間の当番医のお問い合わせは】
専用電話 (☎33・2581) まで。

保健師 一口メッセージ

知っていますか？ 「ネグレクト」

ネグレクトとは『育児放棄』とも言われ、子どもに暴力をふるうなどの危害を加えることと同様、児童虐待の一種です。例えば、子どもにごはんをきちんと与えない、不衛生な環境の中で生活させる、病気になるっても医療を受けさせない、学校に行かせないなどの状態を言います。

養育の義務を放棄する親の責任は重く、その罪は甚大です。しかしネグレクトは、子どもの世話をしなければ思っているのに経済的理由や病気などで育児に手が届かない、初めは頑張つて子育てしていたのにうまくいかなくなり、精神的に追いつめられた状況から育児ができなくなることで、結果的にネグレクトにつながってしまうケースが多分に含まれているのです。

ネグレクトが原因で最悪な事態となるケースが増加している昨今、悲劇を未然に防ぐためには、身近にいる周囲の人々が子どもとその親のSOSのサインに気づき、心情を受け止めてあげる存在となることが大切です。また、子どもにきつくあたつてしまつたり、かわいいと思えないなど、子育てが上手くいかず自信が持てない方や悩んでいる方は、児童相談所や市児童福祉課または市保健センターに相談しましょう。

市保健師 加藤 優子